

一般質問

まちづくり役に役立つ
図書館ビジョンを



荒井 真理 議員

【質問】 昨年10月より「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が障がい者の権利利益の擁護に資するために始まった。佐渡市の取り組みの状況はどうか。

【市長】 市の責務として窓口開設した。障がい者虐待はあつてはならず、制度の趣旨を徹底し、防止に努力する。

【質問】 佐渡市の障がい者の構成比は県内平均より多い。丁寧な対応が必要では。
【社会福祉課長】 誠意を持って対応する。職員体制は今後を見据えて検討する。

【質問】 図書館組織の統廃合方針案を決める権能がない図書館協議会にこれを検討させてきたことは間違いないか。

【教育長】 運営、奉仕の意見を述べることで以外について責任を負わせるのは非常にまずい。この後はそういうことはしない。
【質問】 佐渡市の図書館予算をどう評価しているか。
【教育委員長】 図書館費、職員数も低いと感じる。
【質問】 統廃合方針案はまず教育委員会で協議すべき。予算も含め、図書館をどうしたいのか協議したか。
【教育長】 していない。

い。少子高齢社会を迎え、ますます重要になっていくものである。今後、情報格差の社会問題化が懸念されるから、情報を隅々にまで届けるのが図書館の役割である。」というような内容。このようなビジョンを決めて欲しい。どこで決めるか。

【教育長】 教育委員会で決める。

日本の離島の図書館比較

島	人口(H24-25)	職員の数(専任/非常勤)	図書館予算(千円)	一人あたりの図書館費(千円)
佐 渡 島	61,292	2/10	37,878	600
奄 美 大 島	70,724	9/15	57,468	810
天 草 下 島	96,930	6/17	97,681	1,000
淡 路 島	144,990	7/30	161,149	1,140
隠岐の島町	14,985	5/0	26,552	1,170

参考資料 『日本の図書館：統計と名簿 2012』

一般質問

図書館再編計画への市民の声は「行革計画から外し、充実・発展」だ



中川 直美 議員

【質問】 図書館再編計画に市民が怒っており、「意見交換会」でも地域図書館・室は充実発展が市民の声だ。この行革の削減額はいくらか。

【市長】 教育委員会の考えを受けた上で判断する。
【社会教育課長】 600〜700万円と推計している。

【質問】 相川図書室等では今年度予算で無人化されたが、説明もなく実施した。もとに戻すべきというのが「意見交換会」における市民の声ではないか。
【社会教育課長】 相川の場合は、本来、担当者ではない職員が対応していた実状があり、これを変更したためであつて、図書館計画によるものではない。

【市長】 説明責任を果たせと教育委員会に言っている。
【質問】 地域の図書館・室は充実発展させるべきで、行革計画から外すべきとの市民の声だが、教育委員会が同じ結論を出したら市長はそれに応えるか。
【市長】 まだ私のところに報告がない。教育委員会から図書館についての構想が上ってきた段階で判断する。
【質問】 合併10年以降の財政削減にどう対応するか。期限の切れる地域審議会は。
【市長】 地方交付税大幅減が見込まれるが、31年を見通したビジョン策定の中で検討する。地域審議会の代わりに支所等が地域の意見を聞き活性化につながる仕組みにしていく。
【質問】 新基準で再稼働ありきの原発についての見解を問う。
【市長】 大きな失敗した分析がない中で再稼働はあり得ない。原子力災害対策は、今年度中に作成する。
【質問】 策定された地域福祉計画を実効性の伴う計画にすべきではないか。
【市長】 前の計画を検証(K)した上、総合調整してできた計画であり、「市民の安心感」が得られる取り組みとする。
【質問】 今でも高い国保税を大幅値上げするが、市長はどう判断したのか。
【市長】 平成27年の国保事業の共同化に伴い大きく値上がりする。国でも議論があり決まっていけないが、その値上げを見据えた段階的な値上げである。

一般質問

佐渡中等教育学校の
学校給食は続けるべきだ

中村 良夫 議員



【質問】佐渡汽船の新しい船舶を建造するために、新潟県は全面的な補助を行い、離島の生活道路に責任を持つべきである。しかし新潟県は、責任を市に押し付け支払おうとしない。佐渡病院の建設においても、市は30億円もの負担をしたが、県は負担していない。流域下水道についても、県から佐渡市に移管され、事業費負担の26億円が押し付けられようとしている。挙げ句の果てに、県立佐渡中等教育学校の給食まで佐渡市に押し付け、県は800万円（学校給食センター維持管理経費）を削っている。このような県の対応はひどすぎる。どのように考えているのか。

町と連携して、県へ応分の負担を要望し、学校給食は続けるべきである。

【質問】多くの保護者が「ほかの市立中学校の生徒と同様に給食を続けてほしい」と訴えている。学校給食センターからの給食配送は継続すべきである。

【市長】新潟県はおかしいではないかと粘り強く応分の負担を要望し継続して頑張っていく。

【市長】県立であろうと市立であろうと、子どもは子どもである。差を付けることはいかがなものかと、県の教育長と教育次長にも申し上げた。さらに引き続き交渉していく。

【質問】県立中等教育学校が設置されている村上市、燕市、阿賀町、津南町などにおいても、市や町負担で学校給食を続けている状況であるが、どう思うか。

【市長】県がやるべきことは県がやるという大原則に基づいて、進めていく。

【市長】県としての役割があると思うので、遺憾である。また、県を通り越

【質問】県立中学校がある市



佐渡中等教育学校

近藤資料 No.1

首都圏への空路運航 (近藤私案)

トルニエ228

乗員	2名	乗客	19名
全長	16.56m	全幅	16.97m
全高	4.86m	エンジン	ハネウェル製 715馬力×2
巡航速度	355km/h	最大航路距離	2,485km

現在、本市はジアス認定やトキの野生復帰を契機として、自然と共生する農業生産活動が国際的に高く評価されている。更には、世界遺産や世界ジオパーク登録を目指しており、国内外からの観光客を獲得するうえで、2000m化は不可欠。加えて、災害時などの緊急時に、人員・物資輸送強化の観点からも救援機受入可能な滑走路は必要である。しかし、2000m化は、地権者同意が得られても、PIや環境アセス等に要する期間と工期を含めると、竣工まで約15年の年月を要するが、その頃には、本市の人口が4万人台となり再起不能の状況になることが想定される。

そこで、2000m化は精力的に推進する一方、並行してそれまでの間、890mの現空港を現状のまま活用しての佐渡一羽田定期運航を実施し、佐渡の衰退を食い止めると共に活性化を目指して、市長の英断のもと県や航空会社等との交渉を佐渡市の存亡をかけて進めべきと考える。

近藤資料 No.2

現在、調布飛行場より大島空港・新島空港・神津島空港に定期運航。

新島空港 概況 昭和62年供用開始 (滑走路800m)

位置 東京都大島支庁管内新島村
滑走路 (長さ×幅) 800m×25m

神津島空港 概況 平成4年供用開始 (滑走路800m)

位置 東京都大島支庁管内神津島村
滑走路 (長さ×幅) 800m×25m

佐渡空港 概況 昭和46年供用開始 (滑走路890m)

位置 新潟県佐渡市
滑走路 (長さ×幅) 890m×25m



HIGH SPEED VEHICLE FERRY
AUSTAL トリマラン (高速三胴船)

建設費負担 (当初案)

佐渡汽船	36億円 (60%)
新潟県	12億円 (20%)
佐渡市	8.4億円 (14% 含特債)
上越市	3.6億円 (6% 含特債)
計	60億円 (100%)

○ランニングコストへの負担はしない
6月13日 交通政策課資料

能力等の比較 (小木 直江津)

	カーフェリー	トリマラン
所要時間	160分	約90分
必要乗組員数	19名	16名
冬期運休	有り	有り
乗船料金	片道CF2等2,650円	4,000円程度
波浪条件	5mまで運航	
取	約3億円の赤字	黒字化が見込める

【市長】現在ある空港を最大限活用した取組みは必要であり、提案の運航は県と早急に検討する。高速三胴船導入は県が支援方法を変更したので、協議会で調整しない限り前へ進めない。

【質問】新佐渡空港が2000m竣功までの間、現空港を活用して羽田への定期運航を実施すべき。また、黒字化が見込める小木航路へのトリマラン導入について、本市はできる限りの支援をすべきではないか。

佐渡空港・小木航路の
運航体制を質す

一般質問

近藤 和義 議員



平成25年第2回佐渡市議会定例会における

常任委員会の要望・意見に対する市の対応状況の報告

議案第34号

「平成24年度佐渡市一般会計補正予算（第10号）について」

2款総務費 1項総務管理費 6目企画費 航路対策事業

離島航路船舶建造事業補助金について

要望・意見

本補助金は、老朽化したおおさど丸の代替となる新造船建造にあたり、国の社会資本整備総合交付金により、国65パーセント、佐渡市35パーセントの割合で航路運航事業者である佐渡汽船に対して交付するものである。

本件については、平成24年3月に航路問題特別委員会から、安全な航路運営はもちろんのこと、航海時間の短縮等、島民の利便性を十分考慮した船舶とすることなどを強く要望したところであるが、未だその回答が得られておらず、また、補助金還元により航路運賃の低廉化を図ることについても、協議が整っていない状況にある。

よって、本委員会としては、上記の問題が解消するまでの間、当該経費の執行について、考慮するよう申し入れる。

処理状況

新造船の航海時間について、佐渡汽船株式会社に再度時間短縮（10分）を要望し、内諾を得た。

航路運賃の還元について、市負担分35%（21億円）は島民のカーフェリー運賃に対する還元を基本とし、残り65%（39億円）は、航路利用者の利用促進につながる還元策を協議している。

議案第47号

「平成25年度佐渡市一般会計予算について」

2款総務費 1項総務管理費 6目企画費 交流居住・定住

促進対策事業について

要望・意見

当該事業にかかる定住対策補助金1千265万円のうち、定住促進団地コミュニティ施設建設補助金800万円については、合併前に計画された小木町の定住促進団地に集会施設を建設するものであるが、当該団地は現在、居住世帯が8世帯と少なく、また近隣に利用できる類似施設もあり、当該施設の必要性はないものと思料する。さらに施設建設費について100%補助を行うことは、他地区との整合性の観点からも異例なことである。

よって本補助金の執行は見合わせるよう、申し入れる。

処理状況

定住促進団地コミュニティ施設建設補助金800万円は、平成25年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）において、減額計上した。

議会改革特別委員会最終報告

平成24年第2回佐渡市議会臨時会（4月25日）において発足した議会改革特別委員会が、6月定例会最終日の6月28日に最終報告を行い、解散しました

審査の概要と結果

(1) 議員定数に関する事

本委員会は、平成24年4月25日の発足以来、本市議会議員の定数について検討を進めた結果、次期一般選挙より現行の「24人」を「22人」に改めることを賛成多数で決定し、平成24年12月21日の本会議において中間報告を行った。

同日、当該報告の内容を踏まえ、当該定数に賛成する者6人による改正定数条例案が本会議に付された結果、同案は賛成多数で可決された。よって、現在、本市議会の議員定数は、次期一般選挙より「22人」となることが決定している。

(2) 議会改革に関する事

① 決定し、既に実施している事項
ア 議案の賛否の公表

「市民に開かれた議会」の観点から、本会議における各議員の表決態度を議会報及び議会ホームページに公表

することを決定し、平成24年9月定例会分の表決から実施している。

イ 議案のインターネット公開

「市民に開かれた議会」の観点から、市長が議会へ提出した議案のデータを市ホームページに公開するよう執行部へ提言した結果、平成24年12月定例会分の議案から実施している。

ウ 討論制限の撤廃

議案に対する討論は、これまで本市議会の申合せにより、賛成者・反対者ともに2人ずつまでに制限していたが、他市の事例等に鑑みて、平成24年12月定例会から、当該申合せ事項を撤廃した。

エ 政務活動費の公開について

政務活動費については、これまで議会ホームページにおいて一定の内容を公表してきたところであるが、「市民に開かれた議会」の観点から、平成24年度分から、議会ホームページに「支出内訳書」を公開することとした。

② 決定に至らなかった事項

ア 本会議のインターネット公開

「市民に開かれた議会」の観点から、「本会議の動画をインターネット上に配信すべきではないか。」との意見があったが、執行部と意見交換した結果、経費及び職員配置等の問題から、当面行わないこととした。

イ 代表質問の方法について

再質問、再々質問を認めるべきではないか。」との意見があったが、意見一致に至らず、当面現行どおりとした。

ウ 一般質問の方法について

「答弁を含めて1時間とすべきではないか。」「午前中に2人目の第1回質問を行うなどして、散会時間を早めることはできないか。」等の意見が出されたが、意見一致に至らず、当面現行どおりとした。

エ パソコンの議場持込みを認めることについて

資料の閲覧等のためパソコンを議場に持込むことについて、積極的に認めるよう申合せを改訂すべきではないかとの意見があったが、意見一致に至らず、当面現行どおりとした。

オ 当初予算審査の方法について

当初予算審査の方法について、「議員全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置して審査にあたるべきではないか。」「常任委員会審査に先立ち、3日間程度の連合審査会を開催して予算の内容把握に努めるべきではないか。」等の意見があり、協議した結果、本委員会としては、「連合審査会方式」を採用すべきものとして決定した。（ただし、議会全体の決定には至っていない。）

カ 請願・陳情の審査方法

意見書付の請願・陳情について、「現在、各派代表者会議が実質的な審査を行っているが、地方自治法上、常任委員会が審査すべきではないか。」との意見があり、協議したが、当面現行どおりとした。

また、請願・陳情に付された意見書の審査期間について、「現在、議会申合せにより4定例会を目途とすると定めているが、これを2定例会程度に短縮すべきではないか。」との意見があり、協議したが、当面現行どおりとした。